

経済産業省

20161216 商局第 3 号

保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈についての一部を改正する規程を次のように定める。

平成 28 年 1 2 月 2 7 日

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 住田 孝之

保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈についての一部を改正する規程

保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について（20130208 商局第 3 号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この規程は、平成 28 年 1 2 月 2 7 日から施行する。

○別添 保安業務規程の記載例について（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（保安業務の実施の方法）</p> <p>第3条 規則第39条第2項第5号に規定する保安業務区分ごとの保安業務の実施の方法は、次のとおりとする。</p> <p>例1・例2 （略）</p> <p>例3（周知）</p> <p>一 <u>周知は、規則第27条の周知の内容について、次に掲げる方法により行うこととする。</u></p> <p>イ <u>周知事項を記載した書面を配布する方法</u></p> <p>ロ <u>一般消費者等の承諾を得て、情報通信技術を利用する方法であって次に掲げるものにより、周知事項の提供を行う方法。ただし、一般消費者等からの求めがあった場合には、周知事項を記載した書面も配布する。</u></p> <p>① <u>電子メールを一般消費者等に送信し、当該一般消費者等が電子メールの記録を出力することにより書面を作成できる方法</u></p> <p>② <u>本保安機関の電子計算機に備えられたファイルに記録された周知事項を、電気通信回線を通じて一般消費者等の閲覧に供し、当該一般消費者等の電子計算機に備えられたファイルに周知事項を記録する方法</u></p> <p>③ <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に周知事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>二 <u>前号ロに掲げる方法により周知を行おうとするときは、あらかじめ一般消費者等に対し、その用いる方法の種類及び内容を示し、書面又は情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるものによる承諾を得る。</u></p> <p><u>なお、当該承諾後、当該一般消費者等から前号ロに掲げる方法により周知事項の提供を受けない旨の申出があつ</u></p>	<p>（保安業務の実施の方法）</p> <p>第3条 規則第39条第2項第5号に規定する保安業務区分ごとの保安業務の実施の方法は、次のとおりとする。</p> <p>例1・例2 （略）</p> <p>例3（周知）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

改正案	現行
<p><u>た</u>ときは、当該方法による提供はしない。ただし、再び当該一般消費者等から承諾を得た場合には、当該方法により周知事項を提供する。</p> <p><u>イ</u> 一般消費者等が電子メールを本保安機関に送信し、本保安機関が当該電子メールの記録を出力することにより書面を作成できる方法</p> <p><u>ロ</u> 本保安機関の電子計算機に備えられたファイルに記録された一般消費者等の承諾に関する事項を、電気通信回線を通じて当該一般消費者等の閲覧に供し、本保安機関の電子計算機に備えられたファイルに当該一般消費者等の承諾に関する事項を記録する方法</p> <p><u>ハ</u> 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に一般消費者等の承諾に関する事項を記録したものを得る方法</p> <p><u>三</u> 周知は、年間（又は半期、四半期）計画を策定し、当該計画に従い行うこととする。</p> <p><u>四</u> 周知の<u>具体的内容</u>は、保安業務資格者が委託者である液化石油ガス販売事業者と協議の上作成することとする。</p> <p><u>五</u> 周知に際しては、一般消費者等に対し災害の発生防止に関し必要な事項を理解できるよう説明することとする。ただし、不在、<u>電子メールの不達</u>その他の理由により説明ができない場合にあつては、委託者と協議の上その後の措置を決定することとする。</p> <p><u>六</u> （略）</p> <p>例 4 （略）</p>	<p><u>一</u> 周知は、年間（又は半期、四半期）計画を策定し、当該計画に従い行うこととする。</p> <p><u>二</u> 周知の<u>書面</u>は、保安業務資格者が委託者である液化石油ガス販売事業者と協議の上作成することとする。</p> <p><u>三</u> 周知は、<u>規則第 27 条の周知の内容を規則第 38 条の方法</u>で行うこととし、原則として一般消費者等に書面をもって直接手交及び説明することにより行うこととする。（又は、原則として郵送により行うこととする。）<u>ただし、不在その他の理由により直接手交及び説明ができない場合にあつては、委託者と協議の上その後の措置を決定することとする。（又は、日を改め〇回訪問しても直接手交できない場合に限り配付する。）</u></p> <p><u>四</u> （略）</p> <p>例 4 （略）</p>